

令和8年度

危機管理マニュアル【別冊】

危機管理（災害時対応）マニュアル

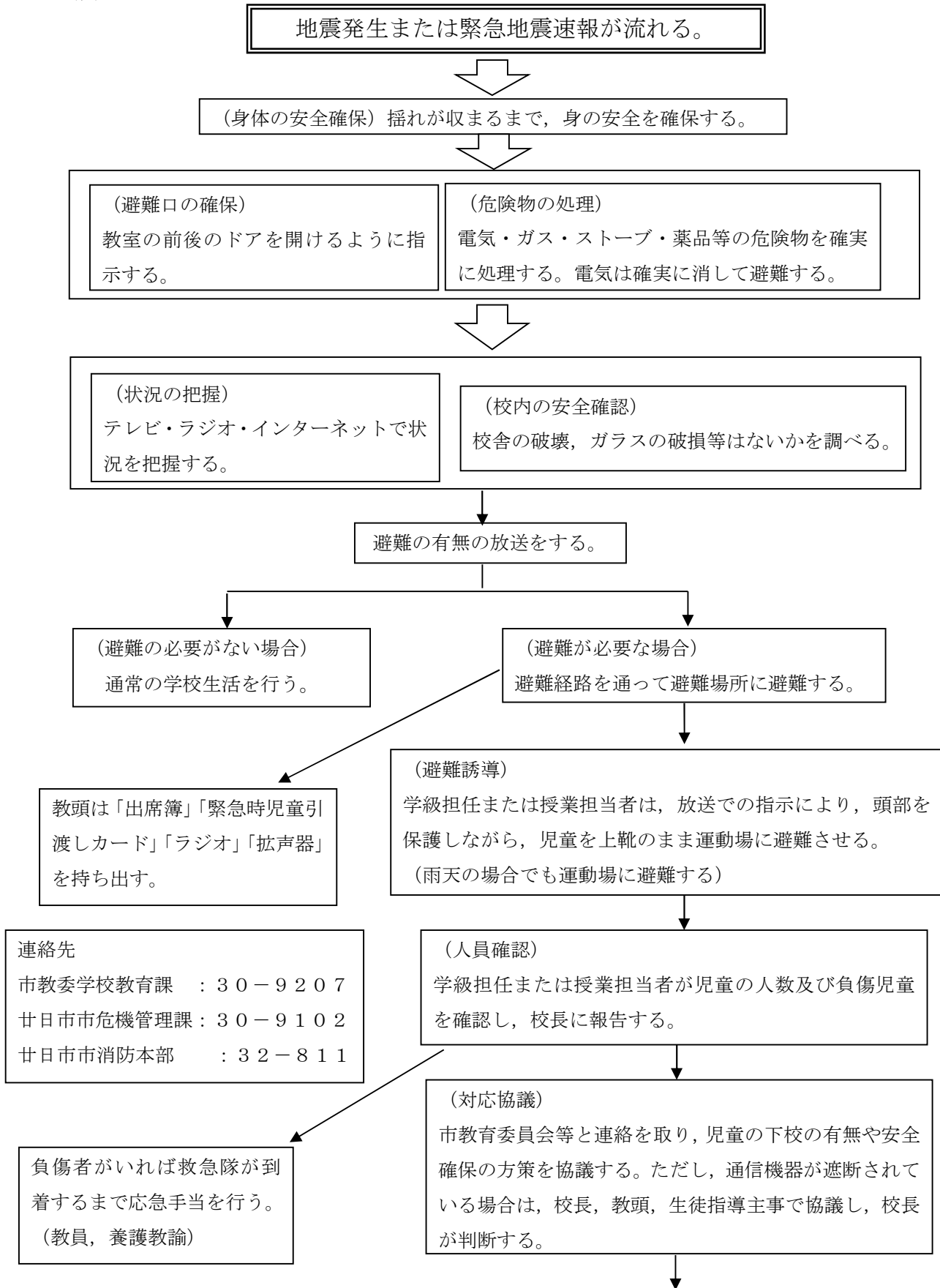
I	地震	P2
II	火災	P3
III	大雨、台風	P4・5
IV	不審者	P6・7
V	救急患者の場合	P8
VI	事故発生時の対応	P9～12
VII	食物アレルギー	P13～15
VIII	食中毒・給食異物混入（連絡体制図）	P16・17
IX	Jアラート等緊急情報発信時の場合	P18

緊急時連絡機関

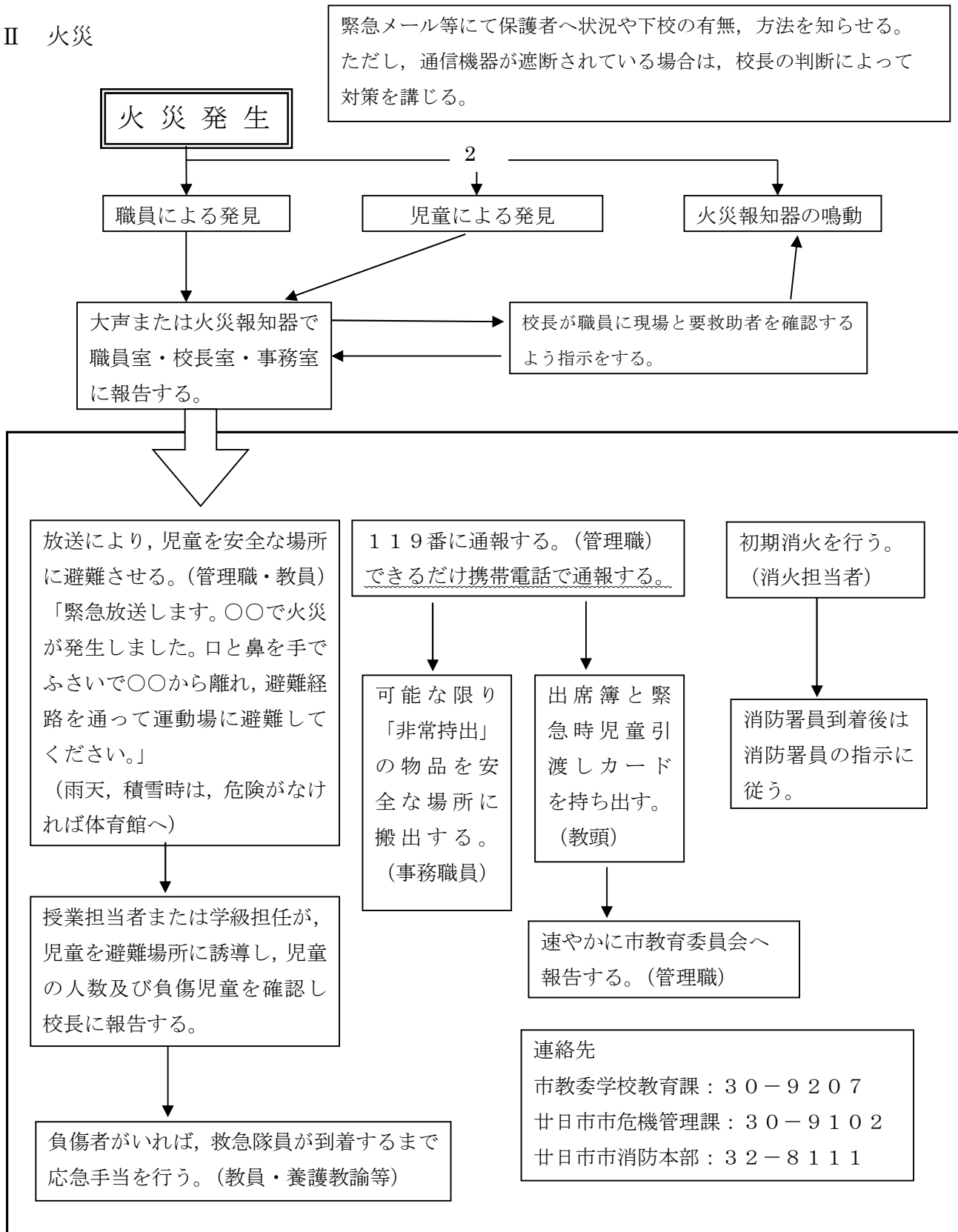
■ 廿日市市役所（代表）	20-0001	■ 廿日市市教育委員会	30-9207
■ 廿日市市消防署西分署	38-4131	■ 廿日市警察署	31-0110
■ 阿品台交番	38-1646	■ JA 広島総合病院	36-3111
■ きむら内科小児科医院	39-2238		
■ 阿品台東小学校	39-5358		

廿日市市立阿品台東小学校

I 地震



II 火災

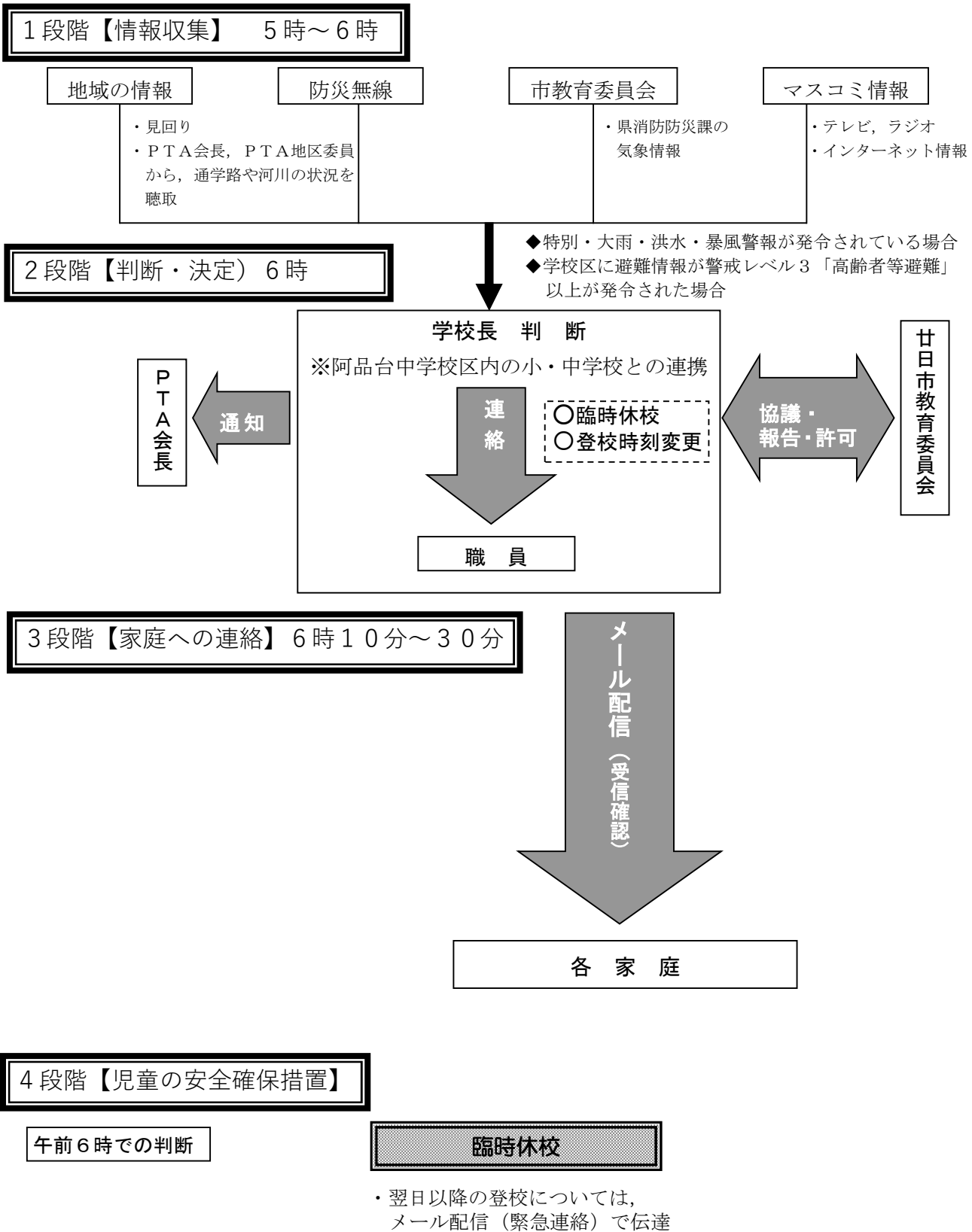


事後対応や措置

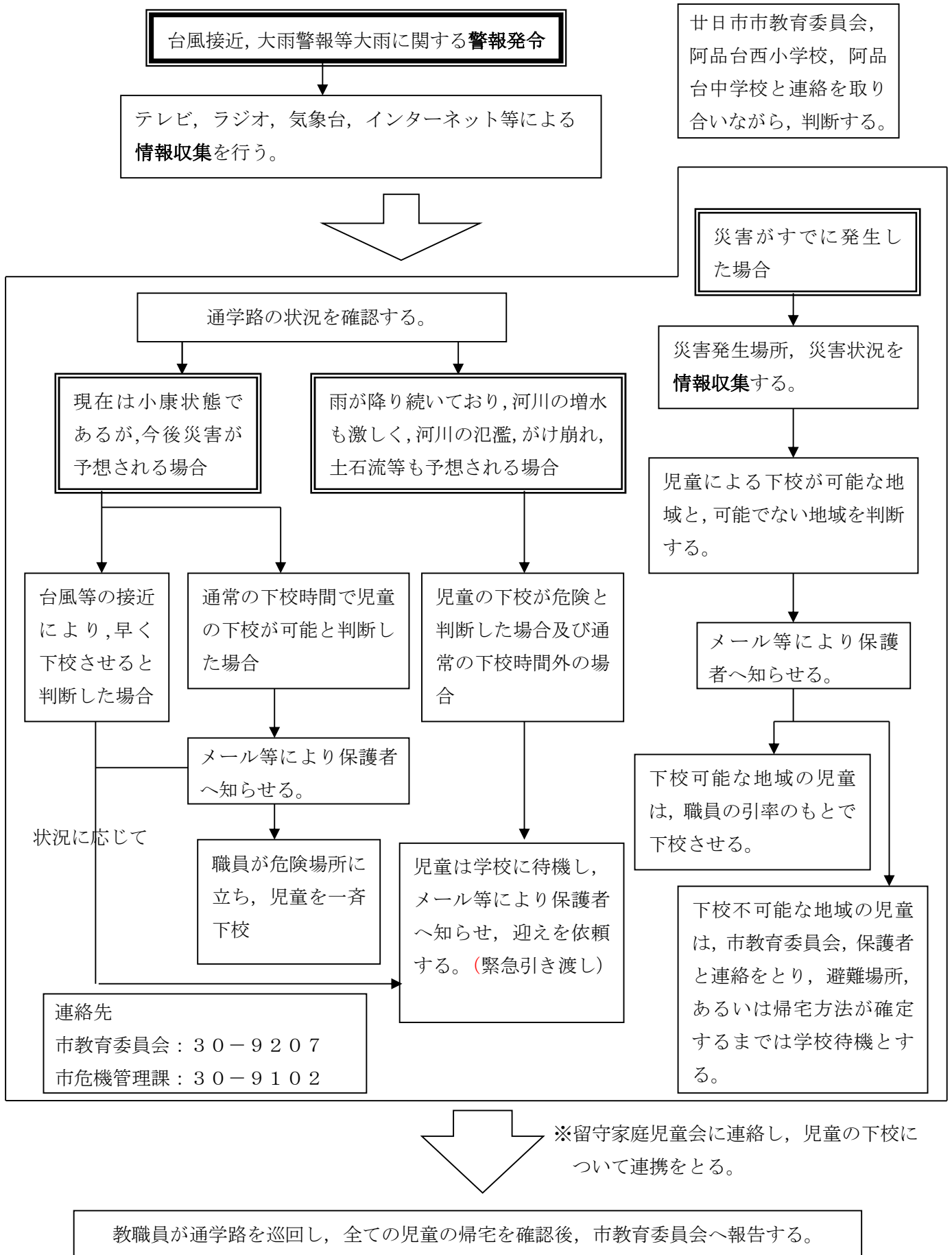
- 事態のお知らせ……文書またはメールで保護者に知らせる。
- 情報の整理と提供……校長は，当日または後日，保護者への説明を行う。
- 報告書の作成……火災への対応や児童の安全確保，保護者への説明等について市教委へ報告をする。
- 医療機関・市教委との連携……負傷児童の容態の確認，精神的ケアをする。

Ⅲ 大雨、台風

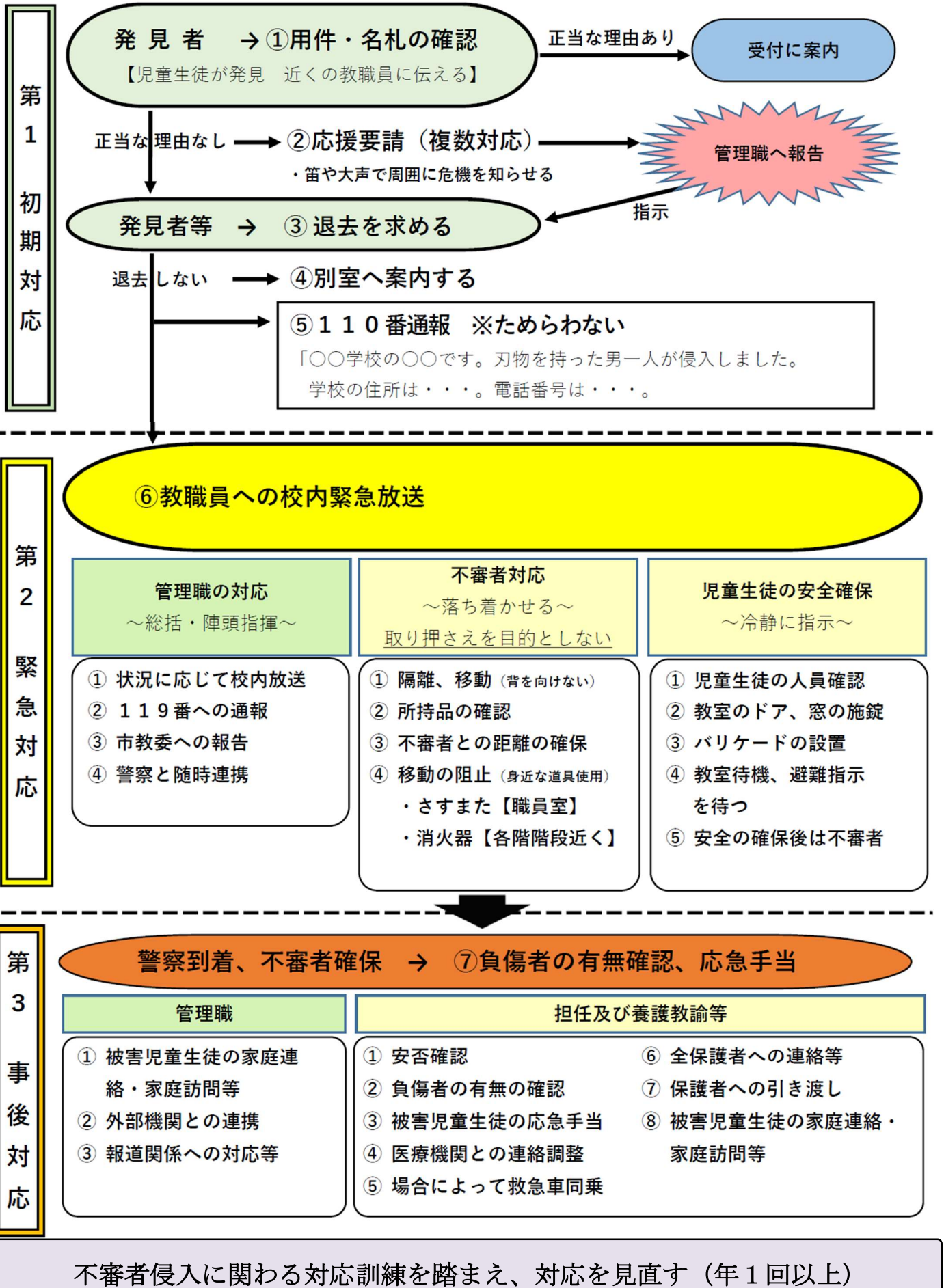
登校前の場合



下校前の場合



IV 不審者



「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」

段階	具体的な方策
A 校門	校門の施錠管理 (正門門扉閉める・西門8:30施錠) 防犯カメラ 来訪者向け案内板
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎への入口や受付の案内・誘導・指示
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示 受付での来訪者の確認 名札の着用

V 救急患者の場合

救急患者の場合

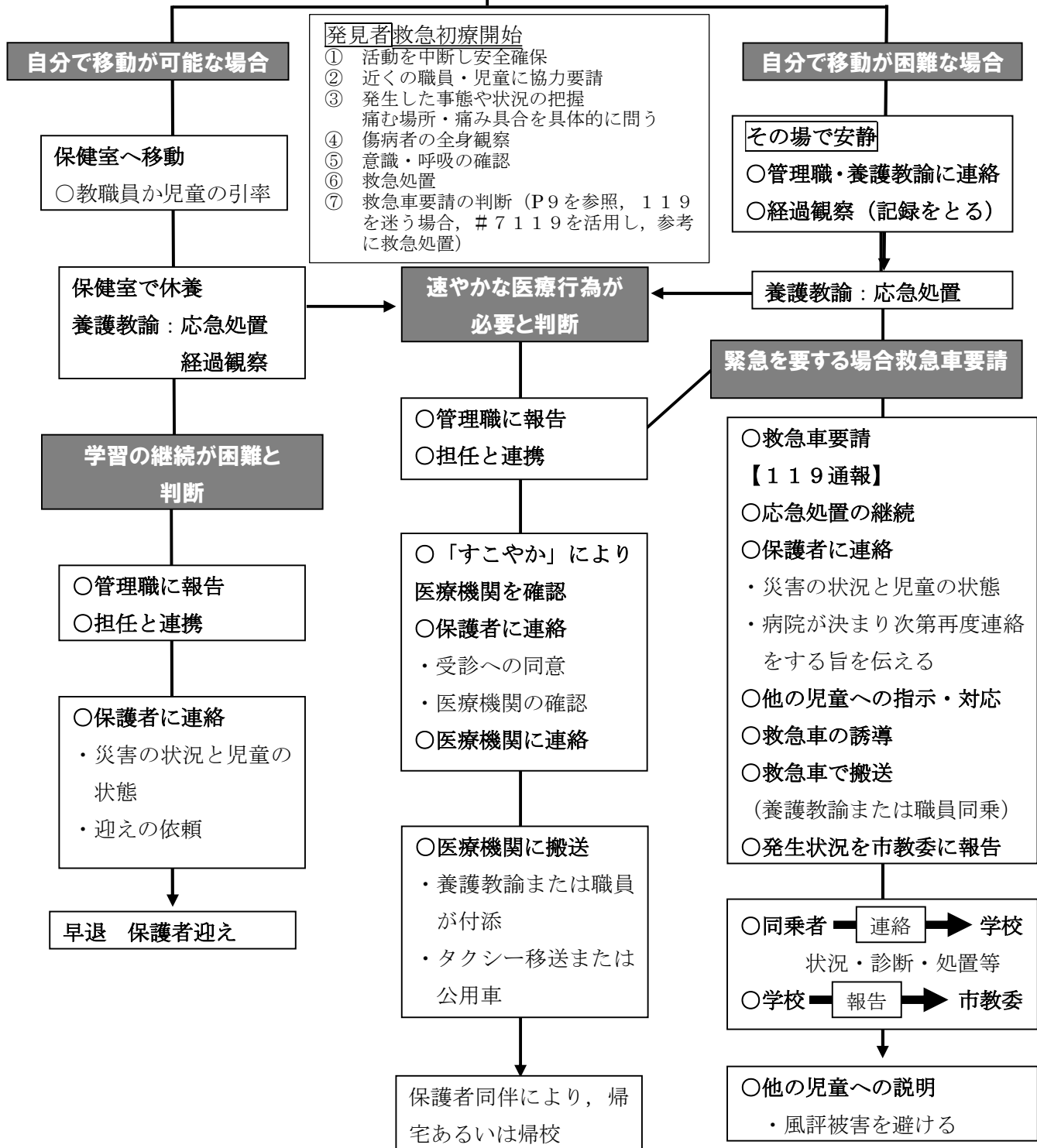
養護教諭不在時は、他の職員が職員室で対応する。

救急患者発生！！

【救急車を要請する時】

* 頭部強打は原則救急車を要請する。

- ① 意識障害を伴うもの
- ② ショック症状を伴うもの
- ③ 痙攣発作を伴うもの
- ④ 激痛を伴うもの
- ⑤ 多量の出血を伴うもの
- ⑥ 骨の変形を起こしたもの
- ⑦ 大きな開放性の創傷を伴うもの
- ⑧ 広範囲の火傷を受けたもの



初期対応のポイント

- 生命・安全を最優先とした対応
 - ・応急手当、救急要請、救急車付添 等
- 正確な状況把握（事案の内容を時系列で記録）
 - ・負傷の箇所、負傷の経緯 等
 - ・周囲の児童からの聴き取り
- 組織での対応
 - ・複数の教職員に協力要請
 - ・管理職への迅速な報告
- 役割分担
 - ・医療機関への付添、保護者連絡、状況確認の記録 等
- 保護者との連携
 - ・迅速な一報、状況説明
- 関係機関への通報・協力要請
 - ・教育委員会や警察 等

児童からの聴き取り

休憩時間等、教職員が事故状況を確認していない場合は、現場周辺にいる児童から聴取し、事故発生時の正確な状況把握に複数の教職員で努める。

- ・聴き取りの内容と時刻を記録する。
- ・周囲にいた複数の児童から聴き取りを行う。

保護者との連携

保護者と連絡がとれる場合は、事故状況を説明し、受診の有無を伝え、受診する病院について連携する。

保護者と連絡がとれない場合は、事故状況等から直接病院へ搬送するか判断を管理職が行う。

救急車の要請

- スポーツ振興センターの「スポーツ事故対応ハンドブック」を参考にして、傷病者の症状から判断する。
- ※判断に迷った場合は、「#7119（救急安心センター）」に電話、または、全国版救急受診アプリ（Q助）を活用する。

【近隣の医療機関】

診療科目	病院名	電話番号	診療時間	学校医 (○をつける)
内科 小児科	きむら内科・小児科医院	39-2238	AM9:00～12:30 PM3:00～6:00	○ 休診 日祝、木・土の午後
外科 整形外科	しげの整形外科スポーツクリニック	20-3333	AM9:00～PM1:00 PM3:00～PM6:30	休診 日祝、木・土の午後
	松田整形外科	34-1800	AM9:00～PM1:00 PM2:00～PM4:00	休診 水・日祝
脳外科	斉藤脳外科クリニック	20-1212	AM9:00～PM1:00 PM3:00～PM6:30	休診 日祝、木の午後
	田口脳心臓血管クリニック	30-7788	AM9:00～12:30 PM3:00～6:00	休診 日祝、水の午後
眼科	今田眼科	38-1771	AM9:00～12:00 PM2:00～6:00	○ 休診 日祝、土の午後
歯科	安田歯科医院	39-2567	AM9:00～12:30 PM2:00～6:00	○ 休診 日祝、木・土の午後
皮膚科	かめよし皮膚科	36-1239	AM9:00～12:30PM3:00～6:00	

傷病者発生

発見者・確認者 ※

※「確認者」とは、怪我をしたことを訴えた時に確認する者を指す。

【すぐに行うこと】

- 1 1人に対処せず周りに知らせる (※1参照)
- 2 傷病者の**症状の確認**
 - ① 外傷や出血の有無の確認
 - ② 意識レベルの確認
 - ③ 手足のしびれや痙攣の有無の確認
 - ④ 頭痛や腹痛、嘔気嘔吐の有無の確認

※事故の目撃者から聴き取りを行うなどして、発生した事態の**正確な状況の把握**

※必要であれば、心肺蘇生法・AEDの使用などの**応急手当** (現場で直ちに)
- 3 駆けつけた教職員と把握した**状況を共有**

※1 発見者の**具体的行動例**

- ・大きな声で周りに知らせる。
- ・「大丈夫？」だけではなく、「どこが痛い?」「吐き気はある?」など具体的に確認する。
- ・傷病者の状況や様子を記録する。等

複数の教職員が急行し、救急補助・連絡等

公用の携帯電話・応急処置グッズを持参し急行

養護教諭不在時は、他の職員が職員室で対応する。

応援要請

養護教諭

応援要請

現場近くの教職員
又は
児童生徒等

応援要請

教職員

指示

指示

校長 (教頭)

報告

指示

報告

協議・判断

※役割分担例

- ・事故対応者への応援や管理職への連絡
- ・傷病者への対応
- ・救急車への連絡
- ・状況把握の聴き取りと記録

【判断 及び 対応】

- 1 傷病者の内、頭部打撲の場合は、必ず直ぐに保護者に連絡し、その後の病院受診を勧める。
- 2 状況により、次の3種類の対応を取る。
 - ①…保護者に迎えに来てもらい、医療機関の受診を勧める。
 - (1) 頭部を打撲した場合 →原則、下校時に迎えに来てもらう
 - (2) 出血は無いが、ひどく殴打している場合 →すぐに迎えに来てもらう。
 - (3) 出血はあるが止血でき、その他の症状がない場合 →すぐに迎えに来てもらう。
 - ②…学校がすぐに医療機関に搬送する。
 - ③…救急車や警察の出動を要請し、緊急に医療機関に搬送する。

対応

③の対応

管理職と養護教諭等で判断して通報

緊急を要する場合は、近くの教職員や発見者等が直接通報

救急車や警察の出動要請 (119番) (110番)

「#7119」の活用

②の対応

状況を連絡 (必要に応じ、タクシーで搬送)

状況に応じて相談

学校医 かけつけ

①の対応

状況を説明・医療機関の確認

保護者

搬送・急行

状況を報告

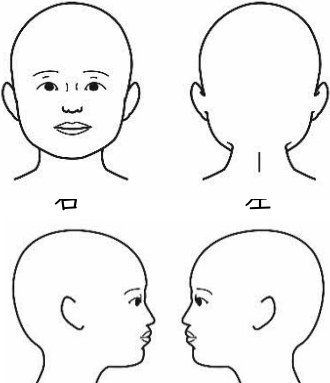
確認・支援

教育委員会

救急車を呼ぶ際の記録用紙 (頭頸部外傷時)

※頭頸部外傷については、時間が経ってから症状が急変する可能性があるため、医療機関を受診することを基本とする。

校名		住所			
電話番号		通報者		記録者	

①いつ	令和 年 月 日 () 午前・午後 () 時 () 分ごろ				
②だれが	傷病者の名前 () 男・女 生年月日 年 月 日 生まれ 年齢 (中 年生) 歳				
③どこで		現在の居場所			
④何をして					
⑤どうなった					
⑥現在の状況 ↓ 時系列で症状の 時間を記録	ケガの状況 ・患部の出血 (ある・ない) ・患部の腫脹 (ある・ない) ・受け答えが (できる・できない)		患部 		
	重度意識障害の有無 ・開眼 (できる・できない) ・話すこと (できる・できない) ・運動麻痺 (ある・ない) ・けいれん (ある・ない) ・繰り返す嘔吐 (ある・ない)				
	首の症状 ・強い首の痛み (ある・ない) ・四肢の痛みやしびれ (ある・ない) ・異常感覚 (ある・ない) ・力が入らない (ある・ない)		頸髄・頸椎損傷が疑われる 場合は動かさないで、その場 で対応		
	脳震盪の症状の有無 ・頭痛 (ある・ない) ・めまい (ある・ない) ・吐き気 (ある・ない) ・ものが二重に見える (ある・ない) ・時、場所、人が正確に分からない (ある・ない) ・打撲前後のことを覚えていない (ある・ない) ・混乱や興奮状態 (ある・ない) ・普段と違う行動パターン (ある・ない) ・ふらつき (ある・ない)				
	その他の症状				
保護者への連絡状況	連絡が取れていない・すぐに学校に来る・病院に直行・その他 ()				
救急車の到着場所	救急車は(正門・グラウンド)の門から入ってください。誘導員がいます。 (場所:)に救急車をつけてください。 サイレンは消せるなら消してください。				

既往歴	有 () ・ 無・不明	アレルギー 有 () ・ 無・不明
かかりつけ	有 () ・ 無・不明	

VI 食物アレルギー

(教職員の役割)

【校長】

- 学校のアレルギー疾患に対する基本的な指導方針の説明と共通理解の指導
- 関係機関等との連携、関係職員との協議、対応の決定
- 教職員すべてがアレルギーに関する正しい知識をもち、情報を共有できるように、研修等を実施

【教頭】

- 保護者や医療機関等の連絡、調整
- 指導体制、指導状況等の確認と、現状の把握

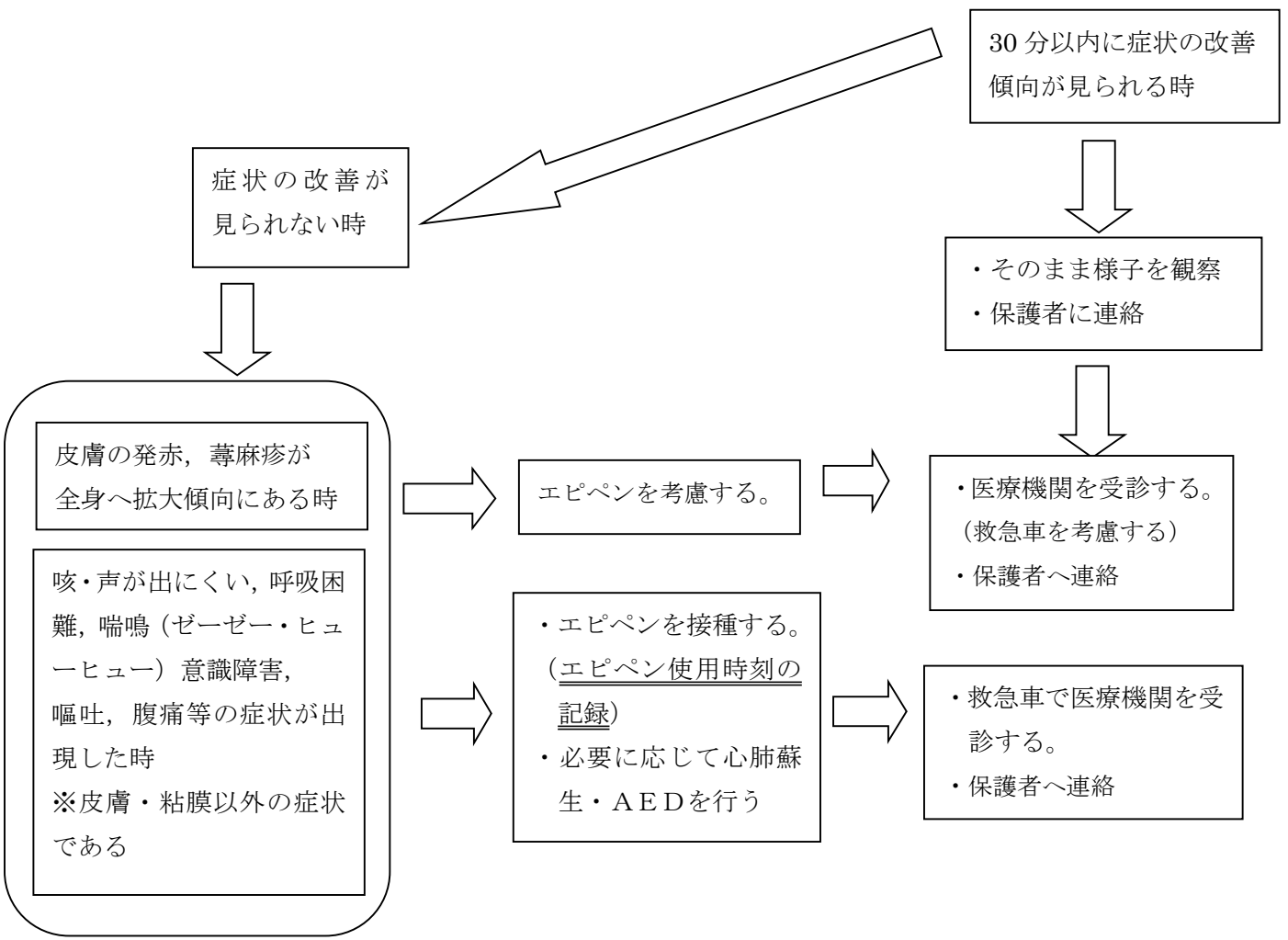
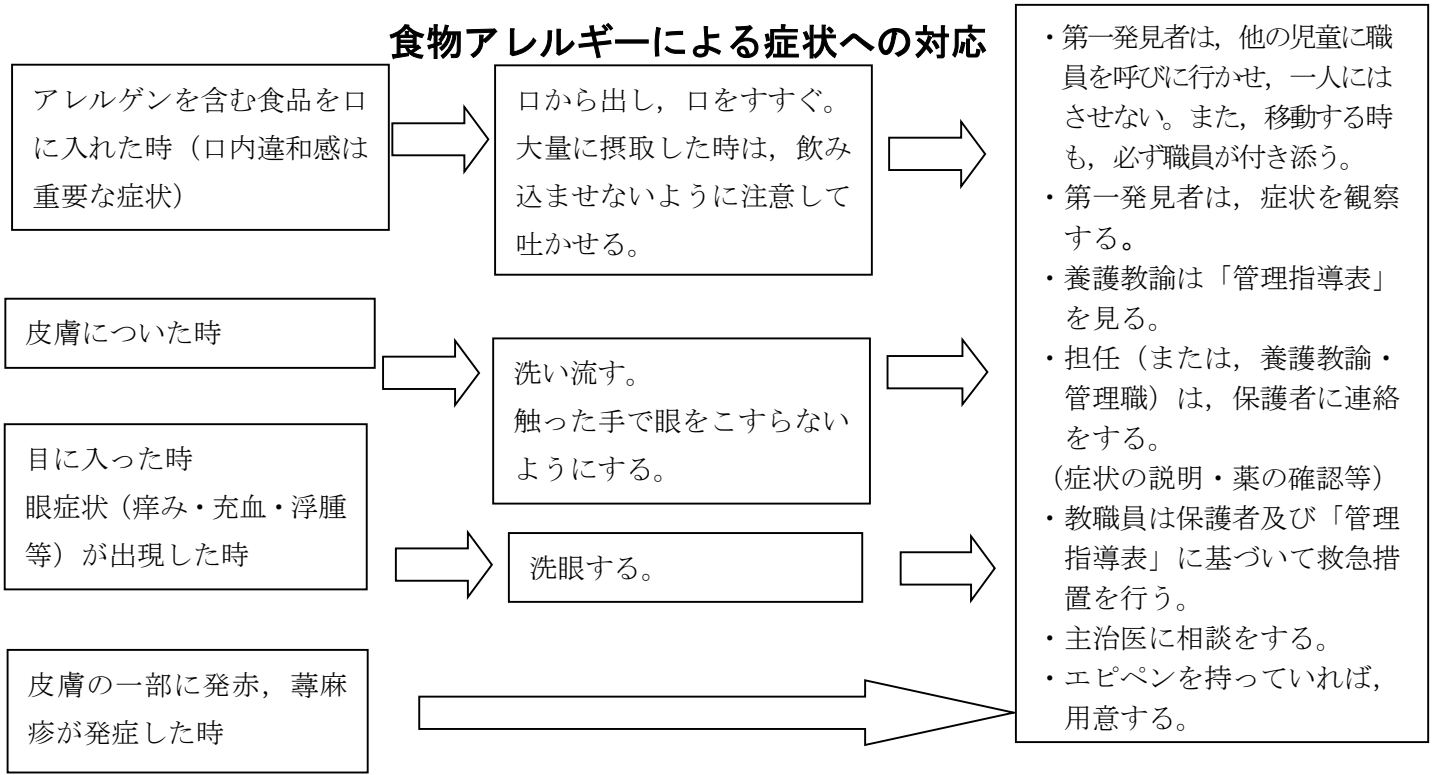
【養護教諭】

- 全児童の保護者へ「アレルギー疾患調査について」の提出依頼
- 該当児童の保護者へ「学校生活管理指導表」の記入を医療機関で行っていただくよう依頼
- アレルギー対応の児童を把握し、教職員へ情報伝達
- 保護者との面談をとおり、アレルギー反応状況把握や、保護者からの要望等の確認
- 飲み薬や貼り薬等の学校への持参を許可した場合は、児童が薬を保管している場所を確認する。
やむを得ず預かる場合は、安全に保管できる場所を十分検討し、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理・使用について周知徹底
- アレルギー反応が出た場合の具体的措置方法、及び緊急連絡先の確認と把握（保護者との面談含む） ※校内関係職員との連携 ※主治医、学校医等との連携

【担任】

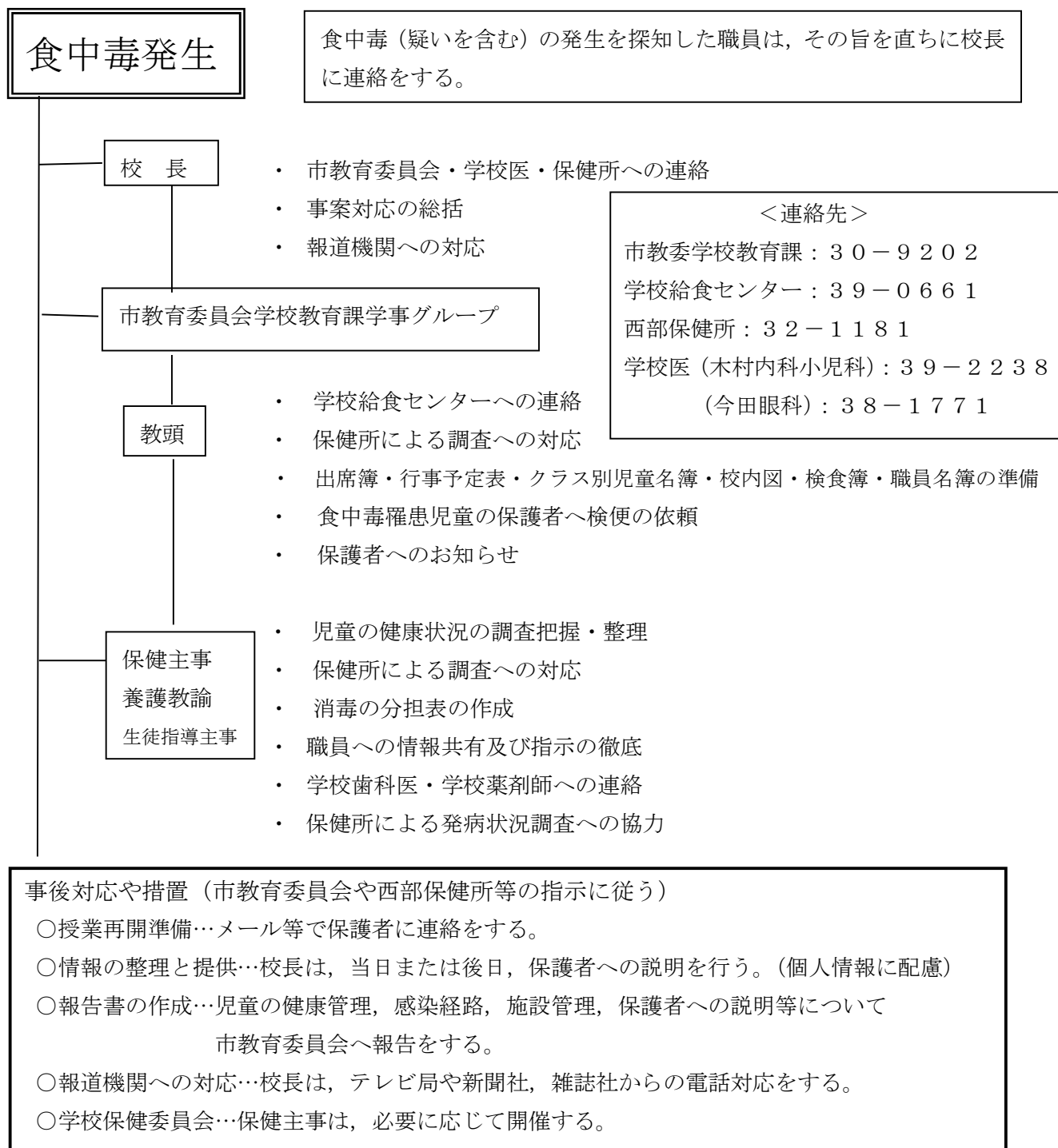
- 保護者面談を実施して、アレルギー反応状況把握や保護者からの要望等の確認
- 緊急時の対応、連絡先の確認
- アレルギー対応の児童が安全で楽しく学校生活を送れる環境づくり
(他の児童への説明、配慮など)
- 日々の健康状況の把握、保護者との連絡、保護者からの連絡帳や手紙を関係職員へ周知連絡

食物アレルギーによる症状への対応



VII 食中毒・給食異物混入（連絡体制図）

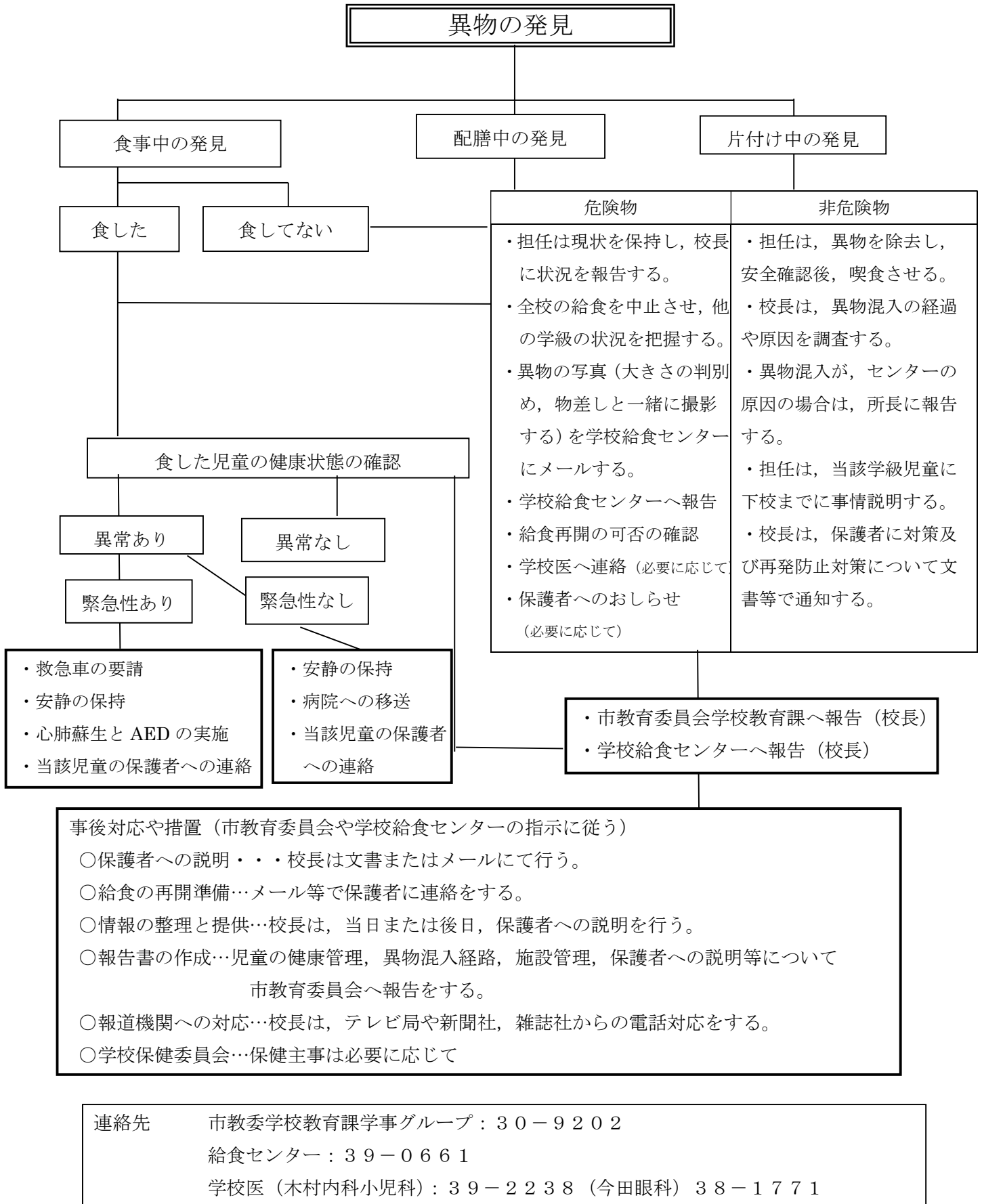
対応体制：食中毒発生の場合においては、次の体制において速やかに対応する。



早期発見体制の整備

- 日々の児童の健康観察において異常の発見に努め、把握・整理する。
- 出席者・欠席者のうち症状を呈している児童があるときは、速やかに主治医の診断を受けるよう指導し、主治医の指導により必要な措置を講じる。

対応体制：給食への異物混入が発生した場合においては、次の体制において速やかに対応する。



- ・市教育委員会学校教育課へ報告(校長)
- ・学校給食センターへ報告(校長)

事後対応や措置(市教育委員会や学校給食センターの指示に従う)

- 保護者への説明・・・校長は文書またはメールにて行う。
- 給食の再開準備・・・メール等で保護者に連絡をする。
- 情報の整理と提供・・・校長は、当日または後日、保護者への説明を行う。
- 報告書の作成・・・児童の健康管理、異物混入経路、施設管理、保護者への説明等について市教育委員会へ報告をする。
- 報道機関への対応・・・校長は、テレビ局や新聞社、雑誌社からの電話対応をする。
- 学校保健委員会・・・保健主事は必要に応じて

連絡先

市教委学校教育課学事グループ：30-9202

給食センター：39-0661

学校医(木村内科小児科)：39-2238(今田眼科) 38-1771

Ⅷ Jアラート等緊急情報発信時の場合

登校前 (時間は問わない)	登下校の途中	在校中
<p>Jアラートを活用した緊急情報が発信された</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機する。(外に出ず、窓から離れて) ・学校から緊急メール等で、今後の対応(臨時休校、登校時間の変更等)について、緊急メール等で知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの建物や地下などに避難する。 ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に隠れて身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。 ・周りの安全が確認できたら、学校又は自宅の近い方へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐに校舎内、教室に避難し、窓ガラス等から離れて座り、安全を確保する。 ・今後危険がないと判断された場合は、通常通りの生活を送る。
<p>(状況の把握と対応)</p> <p>テレビ・ラジオ・インターネットで状況を把握する。 市役所・市教育委員会等からの指示を仰ぐ。 阿品台西小学校、阿品台中学校と連絡を取り合いながら、判断する。 PTA会長、児童会、コミュニティ地域安全協議会と連携する。</p>		
<p>【自宅待機後の対応】</p> <p>臨時休校、登校時間の変更等については、安全面等の状況を確認後、学校から緊急にメール等で知らせる。</p>	<p>【児童の所在確認】</p> <p>学校は、全ての児童の所在を確認後、安全な場所に集めるとともに、市教育委員会へ報告する。</p>	<p>【下校の対応】</p> <p>安全面等の情報を確認後、学校から保護者に緊急メール等で知らせる。(下校方法・時刻、学校待機、保護者迎え等)</p> <p>※本マニュアル「登校後の水害発生時の対応」と同様に対応する。</p>

連絡先	
市教委学校教育課	: 30-9207
廿日市市危機管理課	: 30-9102
廿日市市消防本部	: 32-8111
阿品台交番	: 38-1646
地域安全協議会	: 38-1638
留守家庭児童会	: 39-1518